

## 議案第 8 3 号 小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を利用する場合の印鑑証明手数料及び住民票の写しの交付手数料を、窓口交付の場合よりも低い300円とするもの。

小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) 印鑑証明手数料 1件につき 350円 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(25)～(30) (略)</p> <p>(31) <u>住民票の写し</u>、住民票による証明、住民票の閲覧手数料 1件につき 350円</p>	<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) 印鑑証明手数料 1件につき 350円(<u>多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)</u>により交付する場合には、300円)</p> <p>(25)～(30) (略)</p> <p>(31) <u>住民票の写しの交付手数料 1件につき 350円(多機能端末機により交付する場合には、300円)</u></p> <p>(32) _____住民票による証明、住民票の閲覧手数料 1件につき 350円</p>	<p></p> <p>追加</p> <p></p> <p>追加</p> <p>改正・削る</p>

<u>(32)</u> (略)	<u>(33)</u> (略)	改正
<u>(33)</u> (略)	<u>(34)</u> (略)	
2 (略)	2 (略)	